14　キンバリー・プロセスに対しても、ダイヤモンドの生産及びコートジボワールからの不法な輸出に関する情報であって、可能な場合には専門家グループにより再検討されたものを、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請し、また、キンバリー・プロセスにより調整された科学的調査の目的のためのダイヤモンド原石の標本の確保に関する決議第千八百九十三号（二千九年）16及び17の規定により定められた免除を延長することを更に決定する。

15　すべての国、国際連合の関連機関並びにその他の機関及び関係当事者に対し、特に決議第千五百七十二号（二千四年）7、9及び11の規定並びに決議第千六百四十三号（二千五年）6の規定により課され、上記1の規定において改めて表明された措置の違反の疑いに関する利用可能な情報を提供することにより、委員会、専門家グループ、UNOCI及びフランス軍に全面的に協力することを要請し、また、専門家グループに、適当な場合には、その活動をコートジボワールの政治プロセスの促進に関与するすべての関係者と調整するよう更に要請する。

16　すべてのコートジボワールの当事者及びすべての国、特にこの地域の国に対し、以下を確保することを、この文脈で、更に要請する。

—専門家グループの構成員の安全

—専門家グループによる、特に専門家グループがその任務を行うための人、文書及び場所への妨害のないアクセス

17　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○厚生労働省告示第四百十二号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十八条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の登録及び同令第九条第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録を取り消した養成施設の名称及び所在地	取消年月日
岩手大学農学部農業生命科学科食品健康科学講座 岩手県盛岡市上田三丁目十八番八号	平成二十二年三月二十三日

○厚生労働省告示第四百十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である聖徳大学人文学部人間栄養学科（食品衛生コース）、東京家政学院大学家政学部健康栄養学科及び帝京科学大学生命環境学部生命科学科食品衛生管理者課程について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
聖徳大学人間栄養学部人間栄養学科（食品衛生コース）	聖徳大学人文学部人間栄養学科（食品衛生コース）	平成二十二年四月一日
東京家政学院大学現代生活学部健康栄養学科	東京家政学院大学家政学部健康栄養学科	
帝京科学大学生命環境学部生命科学科（生命コース）食品衛生管理者、食品衛生監視員課程	帝京科学大学生命環境学部生命科学科食品衛生管理者課程	

○厚生労働省告示第四百十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、同法第三十三条第二項第二号及び第四号に掲げる事項を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の名称	変更前の名称	変更年月日
一般社団法人日本貨物検数協会	社団法人日本貨物検数協会	平成二十二年二月一日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の代表者の変更

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更年月日
社団法人徳島県薬剤師会	元木　宏	南　博	平成二十二年四月一日
一般社団法人全日検	藤本　嘉和	伊藤　寿彦	平成二十二年五月二十七日
一般財団法人化学物質評価研究機構	細川　幹夫	近藤　雅臣	平成二十二年六月三十日
財団法人島根県環境保健公社	佐藤　充男	田代　收	平成二十二年七月一日
財団法人兵庫県予防医学協会	松村　陽右	近藤　武久	平成二十二年八月二十六日

○厚生労働省告示第四百十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
財団法人北里環境科学センター	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち細菌学的検査の業務	平成二十二年七月三十一日

○厚生労働省告示第四百十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社中部衛生検査センターについて、平成二十二年十二月二十日をもって次の事業所を廃止する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

廃止する事業所の名称	廃止する事業所の所在地
株式会社中部衛生検査センター本社三階	静岡県島田市島六百六十三番地の三